

平成 3 1 年 度

千 葉 県 立 松 戸 六 実 高 等 学 校  
保 護 者 会 総 会 資 料

## 総 会 式 次 第

1. 開 会
  2. 保 護 者 会 会 長 挨 拶
  3. 校 長 挨 拶
  4. 議 長 選 出
  5. 書記並びに議事録署名人の委嘱
  6. 議 事
    - (1) 第 1 号議案 平成 3 0 年 度 事業報告
    - (2) 第 2 号議案 平成 3 0 年 度 会計決算報告
    - (3) 第 3 号議案 平成 3 0 年 度 会計監査報告
    - (4) 第 4 号議案 平成 3 1 年 度 保護者会役員候補者 (案)
    - (5) 第 5 号議案 平成 3 1 年 度 事業計画 (案)
    - (6) 第 6 号議案 平成 3 1 年 度 会計予算 (案)
    - (7) その他
  7. 新 旧 役 員 挨 拶
  8. 感 謝 状 贈 呈
  9. 閉 会
- 各学年団職員の紹介 (三年職員 → 二年職員 → 一年職員)

日 時 : 令和 元 年 5 月 1 7 日 (金)

午 後 2 時 3 0 分 ~

場 所 : 千葉県立松戸六実高等学校 会議室

\* 総会資料はホームページでも閲覧出来ます。

## 第1号議案

# 平成30年度 千葉県立松戸六実高等学校 保護者会事業報告

## 1. 常任理事会・理事会

平成30年

4月27日(金)

保護者会総会(出席者 76名、委任状提出 899名)  
第1回理事会・新年度役員選出(会長、副会長、会計監査は決定済み  
なので除く)

各委員会の編成と活動計画・保護者会行事日程等の確認

各委員会・各学年の活動方針・活動内容について

第1回常任理事会

高P連松戸地区理事会役割分担について

松毬祭文化の部バザー協賛について・高P連大会参加者の決定

7月24日(火)

夏季校外巡回指導参加(小野寺・大橋)

8月 4日(土)

列車内指導(渋谷・花島・小野寺・佐野・小山・大橋)

9月 7日(金)

第2回常任理事会・第2回理事会

松毬祭文化の部バザー協賛の詳細について・高P連大会関係の参加報告  
高P連松戸地区研究集会の打ち合わせ等

9月14日(金)

ミニ集会「開かれた学校作り委員会」(本校会場:渋谷会長)

10月28日(日)

六実っ子まつり「子育て井戸端会議」 ダンス部・写真部・吹奏楽部  
美術部参加(六実中央公園)

12月27日(木)

登下校通学路巡回指導(小野寺)

平成31年

1月18日(金)

第3回常任理事会・第3回理事会

松毬祭文化の部バザー協賛の報告、反省、収益金の用途について

県高P連松戸地区研究集会主催、県高P連研究集会発表の報告

平成31年度保護者会行事日程について、備蓄品仕分け作業

第1回役員選考委員会 新年度役員(会長・副会長)改選について

1月22日(火)

ミニ集会「開かれた学校作り委員会」(本校会場:花島副会長)

3月 7日(木)

卒業式出席(渋谷・花島・小野寺・大橋・佐野)

4月 9日(火)

入学式出席(渋谷・花島・小野寺・佐野)

新入生クラス理事選出(理事お手伝い 12名)

4月18日(木)

第5回常任理事会・第4回理事会 新年度役員の選考・総会準備

## 2. 松戸地区高P連関係

平成30年

6月22日(水)

千葉県高P連松戸地区役員会主催

参加者:本部役員中心に12名参加

会場:県立松戸六実高等学校

11月 6日(火)

千葉県高P連松戸地区研究集会主催

会場:聖徳大学1号館「香順メディアホール」

参加者:本部役員・理事など32名参加

発表校:県立小金高等学校・県立松戸高等学校

司会:市立松戸高等学校

### 3. 高P連関係

平成30年

- 5月11日(金) 千葉県高P連 新旧理事会(プラザ菜の花:渋谷・花島・竹野校長)
- 6月6日(水) 千葉県高P連 定期総会(教育会館:渋谷・花島・竹野校長)
- 6月20日(水) 千葉県高P連 第1回役員会・理事会(花島・竹野校長)
- 7月6日(金) 関東高P連大会(宇都宮市、日光市方面)  
~7日(土) 参加者:(渋谷・花島・佐野・向井・川崎教頭)
- 8月19日(日) 全国高P連大会(佐賀県)  
~21日(火) 参加者:(花島・小野寺・大橋・佐野)
- 10月19日(金) 千葉県高P連 第2回理事会(渋谷・花島・竹野校長)
- 11月14日(水) 千葉県高P連 研究集会(県教育会館大ホール)  
発表校(進路指導の援助を推進するための「PTA活動」について)  
発表者:(渋谷) 記録:(佐野)
- 平成31年
- 1月16日(水) 千葉県高P連 研修会(県教育会館大ホール)  
「NTTドコモ スマホ・ケータイ 安全教室」  
参加者:(花島・小野寺・佐野・竹野校長)
- 2月22日(金) 千葉県高P連 第3回理事会(渋谷・花島・竹野校長)
- 4月12日(金) 千葉県高P連 第4回役員会(花島)
- 5月10日(金) 千葉県高P連 役員会・新旧理事会(花島・渋谷)

### 4. 各委員会活動報告

#### (1) 研修委員会

平成30年

- 4月27日(金) 正・副委員長選出および年間計画の検討
- 6月26日(火) 研修旅行(専修大学、横浜中華街、赤レンガ倉庫、横浜市内見学)  
38名参加
- 7月6日(金) 松毬祭 文化の部 バザー実行委員会 出店内容・担当決定
- 9月7日(金) 松毬祭 文化の部 バザー前日準備
- 9月15日(土) 松毬祭 文化の部 バザー実施、反省会  
(バザー協賛品、弁当、、おにぎり、パン、校名入り煎餅、団子、  
飲み物等の販売)  
収益金128,518円(体育館使用のジェットヒーター代に充当)

#### (2) 広報委員会

平成30年

- 4月27日(金) 正・副委員長選出および年間計画の検討

#### ・(3) 学年広報担当

- 4月27日(金)・5月11日(金)・6月1日(金)・19日(火)・7月3日(火)  
広報「松戸六実」第124号の企画、編集及び原稿依頼、校正
- 7月19日(木) 広報「松戸六実」第124号の発行

#### ・(2) 学年広報担当

- 7月17日(火)・9月7日(金)・14日(金)・15日(土)・9月28日(金)  
10月12日(金)・11月7日(水)・21日(水) 12月1日(土)・5日(水)  
8日(土)・20日(木)  
広報「松戸六実」第125号の企画、編集及び原稿依頼、校正

9月14日(金)・15日(土) 松毬祭・文化の部 写真撮影  
9月21日(金) 松毬祭・体育の部 写真撮影  
12月21日(金) 広報「松戸六実」第125号の発行

・(1 学年広報担当)

平成30年12月 6日(木)

平成31年 1月10日(木)・18日(金)・2月5日(火)

広報「松戸六実」第126号の企画、編集および原稿依頼、校正

1月29日(火) 予餞会 写真撮影

3月 6日(水) 広報「松戸六実」第126号の発行

(3) 役員選考委員会

平成31年

1月18日(金) 第1回役員選考委員会

2月22日(金) 第2回役員選考委員会は前回ですべて決定したので実施せず

(4) 冷房設備運営委員会

平成30年度は実施せず

## 5. 各学年活動報告

(1) 第1学年

平成30年

4月 9日(月) 学級理事および学年正・副委員長選出

4月27日(金) 年間計画検討

9月14日(金) 松毬祭文化の部バザー準備

9月15日(土) 松毬祭文化の部バザーのお手伝い

11月14日(土) 学年懇親会、進路講演会、部活動見学(107名参加)

(2) 第2学年

平成30年

4月27日(金) 学年正・副委員長選出および年間計画検討

9月14日(金) 松毬祭文化の部バザー準備

9月15日(土) 松毬祭文化の部バザーのお手伝い

12月 1日(土) 学年懇親会、修学旅行スライド上映、進路講演会(102名参加)

(3) 第3学年

平成30年

4月27日(金) 学年正・副委員長選出および年間計画検討

7月10日(火) 学年懇親会、防災講話、進路講演会(43名参加)

9月14日(金) 松毬祭文化の部バザー準備

9月15日(土) 松毬祭文化の部バザーのお手伝い

平成30年度 千葉県立松戸六実高等学校冷房設備運営費決算書

収入額 24,351,084 円  
 支出額 21,098,232 円  
 残 額 3,252,852 円 (次年度へ繰越し)

収入の部 (単位:円)

項 目	予算額	決算額	比較増減	備 考
繰越金	2,458,240	2,458,888	648	
冷房設備運営費	21,892,080	21,892,196	116	19,920円×1,099名=21,892,080円 利息116円
計	24,350,320	24,351,084	764	

支出の部 (単位:円)

項 目	予算額	決算額	予算残額	備 考
冷房設備運営費	21,098,232	21,098,232	0	1,757,916円×12月 振込手続648 振込手数料216×12回
予備費	3,252,088	0	3,252,088	
計	24,350,320	21,098,232	3,252,088	

平成30年度 千葉県立松戸六実高等学校保護者会大規模大会派遣援助費決算書

収入額 1,927,792 円  
 支出額 584,000 円  
 残 額 1,343,792 円 (次年度へ繰越し)

収入の部 (単位:円)

項 目	予算額	決算額	比較増減	備 考
繰越金	1,373,542	1,373,542	0	前年度予算残額
繰入金	275,000	279,000	4,000	保護者会前年度繰越金の10%
同窓会	277,500	275,250	△ 2,250	30年度卒業生同窓会入会金の1/4
高文連大会派遣援助費	0	0	0	
計	1,926,042	1,927,792	1,750	

支出の部 (単位:円)

項 目	予算額	派遣援助費	決算額	予算残額	備 考
大規模大会援助	1,926,042	0	584,000	1,342,042	吹奏楽部等全国大会参加 経費
計	1,926,042	0	584,000	1,342,042	

平成30年度 千葉県立松戸六実高等学校保護者会周年事業積立金決算書

収入額 1,299,800 円  
 支出額 0 円  
 残 額 1,299,800 円 (次年度へ繰越し)

収入の部 (単位:円)

項 目	予算額	決算額	比較増減	備 考
繰越金	1,199,800	1,199,800	0	前年度予算残額
積立金	100,000	100,000	0	平成30年度周年事業積立金より
計	1,299,800	1,299,800	0	

支出の部 (単位:円)

項 目	予算額	決算額	予算残額	備 考
積立金	0	0	0	支出項目なし
計	0	0	0	

上記のとおり決算報告します。

令和元年5月17日

千葉県立松戸六実高等学校保護者会会長 渋谷千春 ㊟

千葉県立松戸六実高等学校保護者会副会長 花島和宏 ㊟

第3号議案

上記の決算について、監査の結果、予算執行は適正であり、諸帳簿、証拠書類等正確に処理されていることを認めます。

令和元年5月17日

千葉県立松戸六実高等学校保護者会会計監査 清水綾子 ㊟

桑田百合子 ㊟

大和田祐子 ㊟

## 第4号議案

### 平成31年度 保護者会役員候補者 (案)

会 長	(1名)	佐野 好宗 (3-4)
副会長	(5名)	太田 明子 (3-5) 縮 麗子 (3-6) 小山 恵美 (2-2) 鈴木 恵津子 (2-6) 竹野 芳弘 (校長)
書 記	(3名)	(副会長) 太田 明子 (3-5) 縮 麗子 (3-6) 武田 直昭 (教諭)
会 計	(3名)	(副会長) 小山 恵美 (2-2) 鈴木 恵津子 (2-6) 長谷川 雅昭 (事務長)
会計監査	(3名)	保坂 由起子 (3-5) 白井 智恵 (3-7) 相崎 栄 (3-9)
顧問	(1名)	花島 和宏
参 与		川崎 浩一 (教頭) 石橋 繁樹 (教頭) 長谷川 雅昭 (事務長) 藤井 美矢子 (幹事長)
幹 事		武田 直昭 (教諭) 伊佐 智広 (教諭)

## 第5号議案

### 平成31年度 千葉県立松戸六実高等学校 保護者会事業計画 (案)

#### 1. 常任理事会・理事会・高P連関係

平成31年	4月 8日 (月)	新任式
(令和元年)	4月 9日 (火)	入学式・1学年クラス理事選出・1学年保護者会
	4月18日 (木)	平成30年度 第5回保護者会常任理事会、第4回理事会
	5月17日 (金)	平成31年度 保護者会総会・第1回保護者会理事会、常任理事会 保護者会新旧理事懇親会
	6月 5日 (水)	千葉県高P連定期総会 (県教育会館)
	6月21日 (金)	千葉県高P連松戸地区役員会
	6月18日 (火)	保護者会研修旅行 (東金、木更津方面)
	7月 5日 (金)	第1回バザー実行委員会
	7月12日 (金)	～13日 (土) 第65回関東高P連大会 (埼玉県)
	8月21日 (水)	～23日 (金) 第69回全国高P連大会 (京都府)
	9月 6日 (金)	第2回保護者会常任理事会、理事会
	9月14日 (土)	松毬祭 (一般公開日) 保護者会バザー開催
	11月 6日 (水)	千葉県高P連松戸地区研究集会 (聖徳大学 発表校)
	11月22日 (水)	第55回千葉県高P連研究集会 (県教育会館)
令和2年	1月17日 (金)	第3回保護者会常任理事会、理事会 第1回役員選考会
	2月21日 (金)	第4回保護者会常任理事会 第2回役員選考会
	3月 6日 (金)	卒業式予行、同窓会入会式
	3月 9日 (月)	第40回卒業式
(	4月24日 (金)	5回保護者会常任理事会、第4回理事会 予定)

※その他、学校行事にあわせて活動があります。

#### 2. 各委員会活動

- (1) 研修委員会 各種研修会の企画・実施、松毬祭バザー協賛に関する企画・実施
- (2) 広報委員会 広報誌発行 年3回 (7月、12月、3月)
- (3) 各学年委員会活動 学年・学級懇談会の企画および実施
- (4) 冷房設備運営委員会 冷房設備の運営全般

(7) その他

(報告)

平成29年度より、全国高P連賠償責任保障制度に、一括加入しています。

全国高P連 賠償責任補償制度

①年間掛金 生徒1人 400円 (全生徒加入)

400円×1,043名(H31年度) = 417,200円

②加入期間 平成31年4月1日から翌年3月31日

③保険金額

生徒 支払限度額(対人・対物合算) 1事故につき 1億円

免責金額(自己負担) 1事故につき 5千円

(PTA対象は別途規程あり)

④補償される内容

生徒は24時間、保護者は学校保護者会活動中の過失による加害事故

(例)

- ・通学中自転車で歩行者に衝突し外傷を負わせた。(任意でお入り頂いている自転車保険と重複するところ有り)
- ・休み時間サッカーをしていたらボールが反れてガラスを破損。
- ・学校外で、自主トレーニングでランニング中に通行人にぶつかり外傷を負わせた。
- ・買い物中に誤って店の商品を破損してしまった。
- ・保護者会総会の準備中に借りていたマイク等を落して破損。等

但しけんかなどの故意によるもの、部活動中個人の過失が問えないもの、禁止されているバイク運転中などは適用外となります。

## 平成31年度 松戸六実高等学校保護者会予算書(案)

収入額 10,549,103 円 支出額 10,549,103 円

## (収入の部)

項 目	予 算 額	前年度予算額	比較増減(△)	説 明
1 繰 越 金	1,458,503	2,798,603	△ 1,340,100	前年度繰越金
2 入 会 金	321,000	363,000	△ 42,000	@1,000円×321名
3 会 費	8,769,600	9,231,600	△ 462,000	年額8,400円×1,044名
4 雑 収 入	0	0	0	
計	10,549,103	12,393,203	△ 1,844,100	

## (支出の部)

項 目	予 算 額	前年度予算額	比較増減(△)	説 明
1 総 務 費	1,280,000	1,550,000	△ 270,000	会の運営に要する経費
(1)会 議 費	80,000	100,000	△ 20,000	総会, 理事会等諸経費
(2)事 務 費	150,000	150,000	0	切手, 封筒, 消耗品等
(3)旅 費	600,000	750,000	△ 150,000	県高P連, 関東・全国大会参加旅費
(4)負 担 金	150,000	200,000	△ 50,000	県高P連負担金, 関P連千葉大会協力金, 全国大会千葉協力金
(5)渉 外 費	100,000	150,000	△ 50,000	渉外諸経費
(6)慶 弔 費	200,000	200,000	0	会員慶弔費, 転退職員餞別金
2 活 動 費	820,000	1,240,000	△ 420,000	会の事業目的に基づく活動に要する経費
(1)広 報 委 員 会 費	400,000	600,000	△ 200,000	広報(松戸六実)3回発行, 準備諸経費
(2)研 修 委 員 会 費	250,000	400,000	△ 150,000	研修視察助成諸経費
(3)学 年 委 員 会 費	120,000	170,000	△ 50,000	学年会活動諸経費
(4)そ の 他 活 動 費	50,000	70,000	△ 20,000	
3 学 校 援 助 費	8,000,000	8,766,000	△ 766,000	会の事業目的に基づき学校に協力するために要する経費
(1)進 路 指 導 助 成 費	650,000	650,000	0	進路指導助成諸費, 雑誌, 印刷, 資料等諸経費
(2)学 力 向 上 対 策 助 成 費	1,100,000	1,216,000	△ 116,000	学力向上対策諸経費 ネットラブル講演・道徳教育, 教育相談経費 全国高P連賠償責任保険@400×生徒数
(3)学 校 行 事 助 成 費	600,000	600,000	0	学校行事その他諸経費
(4)教 職 員 研 修 助 成 費	400,000	400,000	0	各種教育研究団体参加負担金・資料代等
(5)部 活 動 助 成 費	3,500,000	3,800,000	△ 300,000	高体連等加盟金, 全国・関東大会出場補助, 各部活動への補助等
(6)部 活 動 施 設 等 整 備 助 成 費	700,000	750,000	△ 50,000	部活動施設・設備充実諸経費
(7)生 徒 会 助 成 費			0	
(8)環 境 整 備 助 成 費	550,000	650,000	△ 100,000	校舎内外環境美化
(9)非 常 用 備 蓄 品 助 成 費	500,000	700,000	△ 200,000	新入生321名分+予備
4 予 備 費	204,103	458,203	△ 254,100	
5 記 念 事 業 積 立 金	100,000	100,000	0	周年事業積立金(毎年100,000円積立)
6 大 規 模 大 会 派 遣 援 助 費	145,000	279,000	△ 134,000	繰越金10%
計	10,549,103	12,393,203	△ 1,844,100	



第6号議案 平成31年度 千葉県立松戸六実高等学校冷房設備運営費予算(案)

収入額 24,049,332 円  
 支出額 24,049,332 円

収入の部 (単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
繰越金	3,252,852	2,458,240	794,612	
冷房設備運営費	20,796,480	21,892,080	△ 1,095,600	19,920円×1,044名
計	24,049,332	24,350,320	△ 300,988	

支出の部 (単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
冷房設備運営費	21,098,232	21,098,232	0	1,757,916円×12月 振込手続648 振込手数料216×12回
予備費	2,951,100	3,252,088	△ 300,988	
計	24,049,332	24,350,320	△ 300,988	

平成31年度 千葉県立松戸六実高等学校保護者会大規模大会派遣援助費予算(案)

収入額 1,763,292 円  
 支出額 1,763,292 円

収入の部 (単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
繰越金	1,343,792	1,373,542	△ 29,750	前年度予算残額
繰入金	145,000	275,000	△ 130,000	繰越金の10%
同窓会	274,500	277,500	△ 3,000	令和2年3月卒業生 入会金の1/4
計	1,763,292	1,926,042	△ 162,750	

支出の部 (単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
大規模大会援助	1,763,292	1,926,042	△ 162,750	全国大会・関東大会出場補助
計	1,763,292	1,926,042	△ 162,750	

平成31年度 千葉県立松戸六実高等学校保護者会周年事業積立金予算(案)

収入額 1,399,800 円  
 支出額 0 円

収入の部 (単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
繰越金	1,299,800	1,199,800	100,000	前年度予算残額
31年度保護者会積立	100,000	100,000	0	
計	1,399,800	1,299,800	100,000	

支出の部 (単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
積立金	0	0	0	周年事業実施まで積立
計	0	0	0	

# 千葉県立松戸六実高等学校保護者会会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、千葉県立松戸六実高等学校保護者会と称し、事務所を同校に置く。

(目 的)

第2条 本会は、保護者と学校が密接な連携の下に教育の充実と振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の研修、親睦に関すること。
- (2) 教育活動の後援に関すること。
- (3) 学校の教育環境の整備に関すること。
- (4) 学校行事の後援に関すること。
- (5) 生徒の奨学及び職員の厚生に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要と認められる事業。

(会 員)

第4条 本会の会員は、本校の生徒の保護者とする。

## 第 2 章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3～4名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 書記 2名
- (6) 会計 3名
- (7) 会計監査 3名
- (8) 参与 3名
- (9) 幹事 若干名

2 本会に顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第6条 会長、副会長（1名は校長を委嘱する。）及び会計監査は、総会において選出する。

2 前項に規定する役員のほか、各役員を選出は次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事は、各学級から2名ないし1名を選出する。
- (2) 常任理事は、各学年及び各委員会の委員長、副委員長を会長が委嘱する。
- (3) 書記は、常任理事又は幹事から会長が委嘱する。
- (4) 会計は、理事から1名及び学校職員から2名を会長が委嘱する。なお、会計主任は事務長とする。

- (5) 参与は、教頭、事務長及び幹事長を会長が委嘱する。
- (6) 幹事は、学校職員から会長が委嘱し、幹事の中から幹事長を選出する。
- (7) 顧問は、理事会の議決に基づき会長が委嘱する。
- 3 役員のうち学校職員については、校長の推薦により会長が委嘱する。
- 4 第1項の役員は、役員候補者選考委員会（常任理事及び3学年理事）により候補者を選出する。ただし、役員候補者選考委員会の委員は、会長が委嘱する。
- 5 会長、副会長及び常任理事は、理事と兼務することができる。

（役員の任期）

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は前任者の在任期間とする。

（役員職務）

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 常任理事は、本会の企画運営に当たる。
- (4) 理事は、会務を審議する。
- (5) 書記は、議事を記録、保管する。
- (6) 会計は、会の収支を掌理し、会計主任は総会においてその結果を報告する。
- (7) 会計監査は、会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
- (8) 参与は、本会の企画運営に当たる。
- (9) 幹事は、会務を司る。
- (10) 顧問は、会長の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

### 第 3 章 機 関

（機 関）

第9条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
  - (2) 常任理事会
  - (3) 理事会
  - (4) 委員会
- （総 会）

第10条 総会は、最高の議決機関で、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 事業報告及び決算報告
- (3) 事業計画の決定
- (4) 予算の決定
- (5) 役員を選出
- (6) その他必要と認める事項

(常任理事会)

第11条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び参与をもって構成する。

2 常任理事会は、必要に応じて会長が招集し、本会の企画運営に当たり、次の事項を審議する。

- (1) 事業の計画に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 本会に置かれる各委員会の連絡調整に関する事項
- (4) 総会で委託された事項
- (5) その他必要と認められる事項

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事及び参与をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、総会に付議すべき諸案件その他本会の事業遂行上必要と認められる事項を審議する。

(委員会)

第13条 本会に設置する委員会は、次のとおりとし、それぞれの掲げる事項について必要な事業を行う。

- (1) 学年委員会 各学年ごとの協議、研修及び親睦に関すること。
- (2) 広報委員会 本校及び本会活動の広報、啓発に関すること。
- (3) 研修委員会 会員の資質向上に関すること。
- (4) 冷房設備運営委員会 冷房設備の運営全般に関すること。

2 理事は、すべて相当の学年委員会に所属するものとする。

3 理事は、広報委員会又は研修委員会のいずれかに所属するものとする。

(委員長等)

第14条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会所属理事の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を統括し、副委員長とともに事業の推進に当たる。

(会議の議決)

第15条 会議は、すべて会員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立し、会議の決定は、出席者の過半数の賛成による。

## 第 4 章 会 計

(会計区分)

第16条 本会の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 一般会計は、入会金及び会費その他の収入をもってあてる。

3 特別会計は、特別な事業を達成する必要がある場合、総会の承認を得て設けることができる。

(会費等)

第17条 生徒一人につき入会金は1,000円、会費は年額8,400円とする。

2 特別会計の冷房設備運営費は毎年保護者会総会で報告し、承認を得る。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 表彰

(表彰)

第19条 会長は、必要に応じて常任理事会の了承を得て、本会の振興に功績が顕著であった役員を校長に推薦することができる。

## 第6章 慶弔

(慶弔の規程)

第20条 会員並びに生徒、職員の慶弔に関する規程は別に定める。

## 第7章 雑則

(委任等)

第21条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

2 本会の事務を処理するために必要な職員は、会長が委嘱する。

附 則 (昭和53年6月16日制定)

この会則は、昭和53年6月16日から施行し、昭和53年4月13日に遡及して適用する。

附 則 (平成元年5月12日一部改正)

この会則は、平成元年5月12日から施行する。ただし、第6条第4項の追加規定は平成元年4月1日に遡及して適用する。

附 則 (平成7年5月12日一部改正)

この会則は、平成7年5月12日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年5月17日一部改正)

この会則は、平成14年5月17日から施行し、平成14年4月1日に遡及して適用する。

附 則 (平成21年5月15日全部改正)

この会則は、平成21年5月15日から施行し、平成21年4月1日に遡及して適用する。

附 則 (平成23年5月13日一部改正)

この会則は、平成23年5月13日から施行し、平成23年4月1日に遡及して適用する。

附 則 (平成25年12月6日一部改正)

この会則は、平成25年12月6日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年5月8日一部改正)

この会則は、平成27年5月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

## 千葉県立松戸六実高等学校保護者会慶弔規程

第1条 この規程は、千葉県立松戸六実高等学校保護者会会則第20条の規定により  
会員並びに生徒、職員の慶弔に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 弔事に関する基準は次のとおりとする。

- (1) 会員又はこれに代わる保護者が死亡した場合は、10,000円の弔慰金を贈る。
  - (2) 生徒が死亡した場合は、10,000円の弔慰金を贈る。
  - (3) 本校職員が死亡した場合は、10,000円の弔慰金を贈る。
  - (4) 本校職員の配偶者及び父母が死亡した場合は、5,000円の弔慰金を贈る。
- 2 生徒が傷病のため1か月以上の入院加療を要する場合は、2,000円の見舞金を贈る。
- 3 会員及び本校職員が災害にあった場合は、常任理事会において、その都度協議して決定する。

第3条 本校職員が転退職した場合は、次の基準により記念品(カタログ選択形式)を贈る。

- |                  |        |
|------------------|--------|
| (1) 在職期間 4年未満の場合 | 3,000円 |
| (2) 在職期間 4年以上の場合 | 5,000円 |

第4条 前2条の規定にかかわらず、特別な場合については、常任理事会において、その都度協議して決定する。

第5条 その他の慶弔については、常任理事会において、協議して決定する。

附 則 (昭和53年6月16日制定)

この規程は、昭和53年6月16日から施行し、昭和53年4月13日に遡及して適用する。

附 則 (平成21年5月15日全部改正)

この規程は、平成21年5月15日から施行し、平成21年4月1日に遡及して適用する。

附 則 (平成27年5月8日全部改正)

この規程は、平成27年5月8日から施行し、平成27年4月1日に遡及して適用する。

# 千葉県立松戸六実高等学校保護者会処務規程

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規程は、千葉県立松戸六実高等学校保護者会会則（以下「会則」という。）  
第 2 1 条の規定により、本会の会計、庶務その他事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 会 計

### (用語の定義)

第 2 条 この規程において用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 会費等とは、会則第 1 7 条に規定する会費、入会金をいう。
- (2) その他の収入とは、前号にいう会費、入会金を除くその他の収入をいう。

### (納入方法)

第 3 条 会費の納入方法は年 1 回とし、会長の発行する納入通知書により学校口座振替により納入する。ただし、入会金は入学時のみとする。

### (納入手続)

第 4 条 会費等及びその他の収入の手続きは収入決議書による。

- 2 会費等の納入があったときは、領収書を納入者に交付する。
- 3 納入された会費等及びその他の収入の金額は、現金出納簿及び予算整理簿に所用事項を記入し整理する。

### (予算編成)

第 5 条 会長は事業計画に基づき予算案を作成し、理事会の審議を経て総会に提出する。

### (支出手続)

第 6 条 経費の支出はすべて支出負担行為の伺書及び支出決議書によって処理する。

- 2 経費の支出は正当な債権者の請求書の提出により行う。ただし、経費の性質上請求書を徴収することが困難なものについてはこの限りでない。
- 3 前 2 項の規定により支出が終了したときは、現金出納簿及び予算整理簿に所要事項を記入し、かつ、債権者の領収書を徴さなければならない。

### (会計様式)

第 7 条 本会の会計事務処理に伴う様式は別に定める。

### (財務規則の準用)

第 8 条 第 3 条から第 7 条に定めるもののほか、必要な事項は千葉県財務規則の規定に準じて処理する。

### (会計年度の特例)

第 9 条 当該年度の予算が成立する間における収入及び支出は、予算成立後の会計科目に充当する。ただし、定例的で予算が成立するまでの間に収支の期限のものに限る。

### 第 3 章 庶 務

(庶 務)

第 1 0 条 本会の庶務は次のとおりとする。

- (1) 会則、処務規程等の制定及び改廃、その他の整備立案
- (2) 会長の基本方針に基づく本会の事業計画の立案
- (3) 総会、常任理事会等会議の記録
- (4) 文書の收受、発送、編集及び保管
- (5) 関係機関又は団体との連絡、調整
- (6) 公印の管守
- (7) その他、本会の運営に必要な事項

(公 印)

第 1 1 条 本会の公印は次のとおりとする。

- (1) 千葉県立松戸六実高等学校保護者会長印 (2 1 mm 平方)
- (2) 千葉県立松戸六実高等学校保護者会印 (2 4 mm 平方)

### 第 4 章 委 任

(校長への委任)

第 1 2 条 会長は特別の場合を除き、次の事項について副会長たる校長に委任することができる。

- (1) 会議の議案、規程等重要なものを除く起案文書の決裁に関すること。
- (2) 所属事務について、必要と認める場合の職員の旅行命令に関すること。
- (3) 異例に属するものを除く予算の範囲内の支出負担行為及び支出に関すること。
- (4) 収入に関すること。
- (5) 所属事務について、必要と認められた場合の職員のあらかじめ定められた勤務時間を超えて勤務を命ずること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、定例又は簡易な事項。

附 則 (昭和 5 3 年 6 月 1 6 日 制定)

この規程は、昭和 5 3 年 6 月 1 6 日から施行し、昭和 5 3 年 4 月 1 3 日に遡及して適用する。

附 則 (平成 2 1 年 5 月 1 5 日 全部改正)

この規程は、平成 2 1 年 5 月 1 5 日から施行し、平成 2 1 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附 則 (平成 2 3 年 5 月 1 3 日 一部改正)

この規程は、平成 2 3 年 5 月 1 3 日から施行し、平成 2 3 年 4 月 1 日に遡及して適用する。



## 冷房設備運営費細則

会則17条に関する細則は、次のとおりとする。

- 1 冷房設備運営のための特別会計の名称を冷房設備運営費とする。
- 2 千葉県立松戸六実高等学校保護者会と伸栄工業株式会社は、平成23年4月から平成35年3月まで、13年間の冷房設備サービス契約を締結する。
- 3 冷房設備運営費の会計は、一人当たり年額を計算し、月額費用と合わせて保護者会総会で報告する。  
この会費の額は全教室に冷房運転を実施した際、毎年定員(4月10日現在)の状況に応じて算出を行う。但し、保護者会総会で報告、承認を得るものとする。
- 4 冷房設備運営費に過不足が生じた場合及び冷房設備運営費を納入しない会員があった場合は、冷房設備運営委員会において対応を検討する。
- 5 契約期間中に不測の事態が生じたときは、千葉県立松戸六実高等学校保護者会と伸栄工業株式会社とで協議する。

### 附 則

本細則は、平成23年5月13日より施行し、平成23年4月1日に遡及して適用する。

平成24年2月17日一部改正し、平成24年4月1日から適用する。

平成25年12月6日 一部改正し、平成26年4月1日から適用する。

平成27年5月8日 一部改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年1月22日 一部改正し、平成28年4月1日から適用する。